

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）起動用空気槽（常用）のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水ポンプ出口配管の希釈用ろ過水注水弁開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）起動用空気槽（常用）出口弁のグランド部にエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・調整	D	
4	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器（B、C、D）の点検において、ボール回収弁とシャフト嵌合部の間隙値に管理値外れが認められたため、当該弁及びシャフト（3組）を交換	D	
5	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の淡水側漏えい検査において、漏えいチューブ（計4本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
6	2号機	主復水器細管洗浄装置（A2）ボール回収器のベント弁又はドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
7	2号機	プロセス計算機装置の監視・操作用表示装置（5）が一時的に停止状態になったため、対応検討	D	
8	3号機	廃棄物処理系計器用電源装置（1台）の交換作業において、当該装置の仮設電線が外れ、当該電源回路のヒューズが切れたため、ヒューズを交換	D	
9	4号機	原子炉格納容器内（圧力抑制室側）酸素濃度計の点検において、指示値不良が認められたため、当該濃度計用検出器を交換	D	
10	4号機	原子炉建屋ストームドレンタンク移送ポンプ（B）の点検後の試運転において、正規の回転と逆方向に回転したため、対応検討	C	
11	5号機	原子炉建屋機器ドレンサンプ（B）のポンプ（A）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部（2箇所）に磨耗が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（C）の圧縮機（A）出口圧力指示計に動作不良（指針固着）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	D	
13	その他	平成20年度浪江消防署立入検査において、「定期検査用資材倉庫（A・B）の棚部分は、下面が自動火災報知器設備の感知器未警報となるので感知器を設置すること。」との指摘を受けたため、指摘に従い感知器を設置	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで